

韓国における移民関連施策および 支援状況に関する実態調査報告（2）

新矢麻紀子・大谷 晋也・三登由利子・春原憲一郎

A Field Study Report on Migration Policies and Support Systems for Migrants in Korea（2）

SHIN'YA Makiko, OTANI Shinya, MITO Yuriko, HARUHARA Ken-ichiro

要旨

韓国では近年、移民受入れが進み、それに伴って移民政策も急速に整備されてきている。本稿は2009年10-11月に科研費補助金により、日本語教育保障法研究会で実施した韓国における移民関連施策および移民支援の状況に関する現地実態調査の報告後編で、「韓国移住女性人権センター」（第2章）、「緊急支援センター」（第3章）、「安山市外国人住民センター」（第4章）、「安山市多文化家族支援センター」（第5章）、「安山市サハリン永住帰国者の家（コヒャンマウル）」（第6章）、「平澤大学校多文化家族センター」（第7章）、「チョ・ソンギョン氏」（第8章）に関する調査報告によって構成される。本編で2009年度調査の報告は完了し、次号では、2010年度調査について報告が行われる予定である。

1. はじめに

本稿は、2009年10-11月に科研費補助金により、日本語教育保障法研究会で実施した韓国における移民関連施策および移民支援の状況に関する現地実態調査の報告で、「韓国における移民関連施策および支援状況に関する実態調査報告（1）」（『大阪産業大学論集人文・社会科学編』9号（2010），pp.177-197）の続編である。報告（1）においては、本調査の概

平成22年7月15日 原稿受理
大阪産業大学 教養部

要、および政府直轄機関である「保健福祉家族部多文化家族課」、「韓国女性政策研究院」の調査結果について報告を行った。本後編においては、市民団体である「韓国移住女性人権センター」、政府機関である「移住女性のための緊急支援センター」（ジェンダーと平等部所管）、自治体機関である「安山市外国人住民センター」、サハリン帰国者の集住団地である「安山市サハリン永住帰国者の家（コヒャンマウル）」、保健福祉家族部の委託機関である「安山市多文化家族支援センター」、大学学内機関である「平澤大学校多文化家族センター」の6機関への訪問調査と、個人研究者である「チョ・ソンギョン氏」への聞き取り調査に関する報告を行う。

各執筆箇所の文責は、第1、2、7章が新矢麻紀子、第3、6章が大谷晋也、第4、5章が春原憲一郎、第8章が三登由利子である。

2. 韓国移住女性人権センター訪問調査報告

日時：2009年11月2日 午後2時～午後4時

訪問者：山田泉・大谷晋也・春原憲一郎・三登由利子・永井慧子・朴海淑（通訳）・
新矢麻紀子（報告者）

協力者：Kwon Mi-Ju (Team Leader of Counseling)

センターの代表は韓国塩（ハン・グギョン）氏であるが、留守のため、相談部門長のKwon Mi-Ju氏が対応してくださった。Kwon氏は専攻が神学で、今はプロテスタントの牧師。カウンセリングも専門としている。センターの職員と知り合い、招かれて、4年間仕事をしている。夫も牧師。

韓国移住女性人権センターの英語名はWomen Migrants Human Rights Center in Korea。センター代表の韓氏は女性労働者に関心があり、また代表の夫は労働者運動をしており憩いの場を運営したりしていた。2000年に互いに協力して本センターを設立した。

1990年代は労働者の問題が多く、女性労働者一般へのセクシャル・ハラスメントや性暴力的なことが主だったが、2002～2003年には、結婚移住者への支援が増えてきた。2006～2007年からは国際結婚が急増してきたが、それら結婚移住女性のサポートがセンターの役割である。

結婚移住女性への支援は、最近韓国政府も力を入れてきており、保健福祉家族部（日本における省に相当）に多文化家族課も設立されたが、行政が支援を始めたのは比較的最近のことで、民間団体は1990年代から行っている。現在は政府系と民間団体系の2本立て

となっている。

センターの業務は、教育文化、人権保護、政策立案の3本柱となっている。

1つ目の教育文化については、中心は韓国語教室の開催である。週に1回無料で、主に、大学生がボランティアとして、教師役をしている。不定期な教育文化活動は、写真撮影、ビデオ撮影、絵画、出版、料理教室など。教材開発も行っており、基礎韓国語教材がなかったので、ここで開発して出版した。ベトナム、中国、フィリピンの3言語に対応している。

2つ目の人権保護が最も力を入れている業務で、相談・カウンセリングと憩いの場づくりがある。

相談事業は、電話での受付と面接がある。主に、ビザの問題や法的地位の問題などの法的支援活動である。専門的な弁護士にも依頼するが無料である。例えば、家族面談支援の場合、夫や姑との関係が難しく、家族全体が社会的、経済的に困難な立場にあることも多いので、家族全体の支援のような形になることも多い。

移住女性の仕事をしていると、通訳・翻訳が必要になってきたため、2006年秋に韓国政府に外国語で相談を受け付けることを提案し、当初は、当センターが委託を受けて7言語で通訳を行っていた。現在は女性部(省)直属の機関が、8言語で24時間対応の緊急コールセンターを運営している(第3章 大谷報告にて詳述)。

もうひとつの大きな役割は、シェルター機能も持った憩いの場づくり。これは交流の拠点でもある。当初、3～4箇所だったが、政府に提案したところ、2008年には道(県に相当)・市ごとに14箇所になった。そのうちの1つを委託されて運営している。子ども連れのシェルター機能もある。

これらは、「シムト」と呼ばれている。「シムト」とは、憩いの場、休みの場、という言葉だが、「休息+自活」のためのセンターとして機能している。「シムト」は、短期保護施設としても使われているが、中身を充実してほしいと提案したところ、来年からソウル市運営で宿泊施設・職業訓練センターができることになった。女性の自立を助けて社会復帰をはかるためである。ここからの提案が実現したのである。

最後の3つ目の柱となる事業は、政策立案活動である。例えば、「外国人とすぐ結婚できる」「気に入らなければ返品できる」という反人権的な垂れ幕があったのを、政策提案して、撤去させていった。また、結婚仲介ブローカーを規制する法律もつくってもらった。毎年、シンポジウムを開催して、啓発活動も行っている。

《資料》

- 1) 質疑応答等(「J」は日本側、「K」は韓国側)

J：民間と政府との関係は？ 政府が決めたことを下ろしてくるのか、民間から提案するのか、それとも、両方か。

K：どちらかというのは難しいが、女性に関してはこちらの活動が長いので、政府に提案することが多かった。法律を作るなど、自分たちでできないことはお願いする。センターを作って欲しいというのも同じ。今の政権(李明博大統領)よりは前の政権(盧武鉉大統領)の方が熱心だった。

J：ここの活動資金は？ 政府からの助成金はあるのか。

K：プロジェクト事業を申し込んで資金をもらうのが主力。政府・民間・企業がスポンサー。運営費と人件費は主に募金と自力で何とかしている。厳しい運営である。

労働者問題と違って、移住女性問題は応急措置も含めて政策が進んだ。韓国では、少子化問題と農村花嫁の不足の問題があって、急速に人口が減っている。少子化を乗り越えるために、結婚移民女性に関しては政府も受け入れに熱心。韓国社会は家庭の価値がひじょうに高く、子どもと女性に対してはよかった面もあるが、女性をひとりの自立した人間ではなく、家族の中に縛ってしまう傾向もあり、人権団体からの批判の対象にもなっている。

国際結婚が急に増えたのは、2007年に居住外国人支援条例というものができて、地域の自治体で進んだためである。公に奨励しているわけではないが、農村・漁村の低所得者の男性たちには500~600万ウォンを補助する制度ができて、暗黙の了解として外国人との結婚が奨励されるような雰囲気が出た。

子どもを産んだ母親か妻の立場の女性に対しては手厚い支援があるが、ひとりの女性としては支援がない、というのが問題。

J：日本ではフィリピン人に対して2005年までは興行ビザが広く出ていたが、人身売買に近いということでアメリカから非難され、2006年以降は減った。フィリピン人との間に生まれたダブルの子どもも30万人とも言われており、日本国籍を持っていない可能性も高い。日本から閉め出されたフィリピン人が韓国に流れたということはあるか。

K：韓国でも昔はE6という芸能ビザがあって、フィリピンとロシアからきていたが、2006年に廃止された。

韓国では、子どもが韓国で生まれ、出生届を出すと、母親も韓国籍がもらえる。ある意味では選択の余地がない。なので、子どもも母親も韓国籍がないことはあまりない。2006年以降、日本からフィリピン系女性が流れ込んだということは考えられない。ただ、フィリピンの女性は増えていて、それは統一教会系と米軍関係が多い。

J : シムトが2008年に14箇所が増えたと言ったが、どこにあるのか。

K : 各道の所在地ごとに14箇所。このセンターには、昔は他になかったので、とても遠くからも来ていた。京畿道からも来ていたが、最近では電車で60~90分以内の人たちが来る。昔からあったので比較的遠くから来る人も多い。

J : 情報はどこで入手してくるのか。

K : 夫がインターネットを検索して来たり、最近では市など行政から案内をもらってアクセスしてくることも多い。法務部関係からも一応情報にアクセスできるし、入国管理事務所にも置いてある。口コミも多い。

J : 24時間電話対応というのは、24時間開いているのか。職員は？

K : それは、ここが提案した事業が膨らんで、行政が運営することになったコールセンター(正式名称は「移民女性のための緊急支援センター」)のことである。コールセンターは政府がやっているのだから、職員は有給。韓国人の常勤が6名、通訳は8言語の言語ごとに3~4名いる。

J : 正規の職員がいるということだが、ボランティアもいるのか。どういう人たちが、どのように支えているのか。

K : ここ(移住女性人権センター)のボランティアメンバーは大学生がほとんど。元教師の主婦や社会福祉士の資格を持っている人たちが多い。韓国語を教えることに関しては、教材の使い方や教え方というようなテクニックよりは、まず、外国人を見る視点、例えば「国際結婚をどう考えるか、などの人権的視点を養う基礎教育をしてから、韓国語教育に「ボランティアを」投入する、というふうにしている。

J : 政権が変わって悪くなったと言ったが、具体的に悪くなったことは？

K : 現場で働きながら感じる感覚であって、具体的に言うのは難しい。主なものは前政権の時にめどがついたので、そう思うのかもしれない。今の方が前に比べて、家族中心で女性を韓国人化することに主眼があるように感じる。

J : 離婚後の支援等は？

K : 離婚した女性が韓国に在留できるのは、子どもを育てている場合と、離婚の責任が夫にあると法的に立証された場合。財産の分与等はないので、生活は厳しい。そこで、シムトというシェルターが機能している。しかし、そういう寝泊りだけでは足りない。自立が重要なので、仕事の連携が大切。そこで、自立するためのセンターを提案し、来年始まる。自活センターができることで、それが成功したら広がるのではないかと考えている。今の

ところは、職業訓練所という感覚で、寝泊まりができて、美容の免許を取るなどの訓練を受け、就職も念頭においているが、まだ始まっていないのでわからない。

J：夫や家族への多文化教育的講座やセミナーなどは？

K：現在、女性部と法務部が一緒になって、結婚前の共生教育はやっている。が、強制ではない。結婚を希望する男性にも教育が必要であるという認識は持っている。

J：シングルマザーが生活保護を受けることは簡単か。

K：シングルマザーの場合は基礎生活費が出る。しかし、それだけでは生活するのは厳しい。

J：去年からの世界不況で日本では外国人が失業したり帰国したりと苦勞しているが。

K：韓国も同様の事情である。オーバーステイの取り締まりも強化された。以前に比べ、強制退去が2倍以上になった。昨年度、雇用許可制が改定された。以前は最低賃金(91万ウォン。実際は130~150万ウォン平均)の中に寝泊まりの費用(寮生活の費用：20~30万ウォン)が含まれていなかったが、現在は含まれるようになり、実質的に最低賃金が下がった。個人的なコメントだが、不景気よりは政権が変わったことによる影響が大きいような気がする。具体的に法律が変わったわけではない。大統領が「オーバーステイゼロを目指して」と打ち出したことに対して、雰囲気の変化や取り締まりの強化、外国人を見る視点が硬直化した面があると思う。

人権運動の団体も色々な団体が増えてきたが、大きく分けて2種類ある。前の政権から支援活動を続けている団体は進歩的。新しい政権の下で新しくできた市民団体は同じように人権を掲げているが、政権寄り。

J：移住女性などの当事者がリーダーとなっている場合はあるか。

K：最近では支援活動によって底が上がった。ベトナム女性がここのスタッフにもいるし、緊急支援(コール)センターでも一線で活躍している。政府官公庁などでも通訳に登用しているし、非常勤で小学校や幼稚園で多文化講師もしている。

移住女性が韓国で足場を作って主体的に、というところまではまだないが、人権団体や市民団体と協力して活動しているケースは多い。一つの事例としては、帰化したフィリピン女性が選挙に立候補したことがある。まだそれくらいだ。

J：ここで韓国語を学んだことが自活につながっているのか。

K: 仕事につながるほどになるのは難しいが、言葉が不自由だからといって必ずしも仕事がないわけではない。ここには、基礎から高級クラスまである。高級クラスは新聞を読んで理解できる程度。語学堂以外で高級クラスまでやっている移住センターはここぐらい。

J: それは、そのぐらいのレベルの人がまだいないということか。それとも、そこまで支援するのは自分でお金を払って、ということか。

K: 各シムトによって事情があるが、新しくできたシムトに来るのは新しい人が多いので入門初級になるが、古くからのシムトは、外国人の年数もたっていくので、それに合わせて上のクラスが開設されるのも自然だろう。

J: コールセンターの8言語は?

K: ベトナム・中国・ロシア・モンゴル・タイ・フィリピン(タガログ・英語)・カンボジアだと思う。

J: センターに寄せられる相談で多いのは?

K: やはり家庭内の葛藤。家族重視社会の中で、義理の母や夫の家族との関係。夫の暴力もたまにある。もう一つの大きな問題は在留資格。

3. 緊急支援センター訪問調査報告

日 時: 2009年11月2日 午後4時30分~午後6時30分

訪問者: 新矢麻紀子・山田泉・春原憲一郎・三登由利子・永井慧子・朴海淑(通訳)・大谷晋也(報告者)

協力者: Kang, Sung Hea (Director)

緊急支援センターの英語名は、Emergency Support Center for Migrant Womenであり、「移民女性のための」緊急支援センターである。Ministry of Gender and Equality (ジェンダーと平等部=「部」は日本の「省」にあたる)が所管している。

政府機関が行っている外国人支援としては、緊急支援センターのほかに、1. シムト(=後述 ソウル2, 京畿道2, その他全国14, 計18箇所) 2. 多文化家族支援センター(2008年の多文化家族支援法で定めたもので、全国に100箇所)がある。

緊急支援センターは2006年12月に新設され、主に在留資格に関する相談を扱うほか、家庭内暴力や性売買問題に関しても女性を支援しており、8言語(中国・ベトナム・ロシア・モンゴル・タイ・タガログ・英語・カンボジア)で相談を受け付けている。電話相談が主だが、場合によっては対面相談も行う。来韓後4~5年経った移住女性が主なスタッフとして相

談を担当しており、事例によっては、シムト（憩いの場）と呼ばれる互助組織（第2章の新矢報告にある「韓国移住女性人権センター」などが運営）や弁護士を紹介することもある。

24時間態勢だが、夜中は在宅勤務としており、センターでの勤務は2交代制で、それぞれ8時から15時半と14時半から22時まで。勤務は15時半に交代するが、双方が勤務する14時半から15時半までは引継ぎや打ち合わせ等に当てている。警察からの通訳依頼等にも対応している。

ソウル1箇所だけでは対応が遅れることもあり、今年（2009年）、スウォン（水原）・デジョン（大田）・カンジュ（光州）・プサン（釜山）の4箇所に支所をオープンした。面談だけではなく、直接現場に行ったりすることもできる。相談員数は、ソウルに20名（8言語）おり、各支所には4～5名いる。予算の制約から、支所では特に対応言語を定めず、時期によってもっとも相談の多い言語で対応することとしている。スタッフを除いて、通訳はすべて移住してきた女性当事者たちが行っている。

利用件数は、すべて含めて19916件（2008年）。4箇所の支所の統計はまだ出ていないが、1か月3000件程度。

相談の内容としては、在留資格の件が一番多い。その中には離婚した場合の法律相談なども含まれる。生活の中では夫婦や家族内の葛藤の問題。家族との通訳もする。日常生活の情報提供もしている。どこで韓国語が学べるかなど。また、スタッフが当事者なので心の安定にも貢献している。

言葉が通じないことや異文化摩擦、あるいは寂しいとか、家庭内暴力も10%程度ある。医療の相談等も。

相談を受けるのは一般の電話であり、電話料は相談者本人負担。韓国の携帯電話は普及率が高いので、よほど経済的に困窮していない限り、多くの移住者は移住後まもなく持つようになると考えられる。携帯電話に関連して事例から紹介すると、家の固定電話から自分の実家に電話してしまって国際電話料金が高額になって問題になった例がある。その後、家族から携帯を与えられることも多い。

医療通訳に関しては、お医者さん自身がやさしい韓国語で話して、このコールセンターで通訳することもある。

《資料》

1) 質疑応答等（「J」は日本側、「K」は韓国側）

J：相談言語に日本語はないようだが？

K：日本語はない。日本女性に対しては差別や偏見も少なく一般に教育レベルも高いので設定していない。もちろん、いないというわけではないが、プライオリティが低いということ。

J：相談員の教育や研修はあるか。

K：オープンする前に2か月の養成講座をやった。女性運動をしている運動家とか大学教授などの専門講師陣を呼んでテキストを作ってプログラムを作った。講座は簡単な韓国語で実施した。韓国文化の理解とかカウンセリングとか、在留資格の法律とか。オープン後に働き出した相談員は研修期間は短い、ノウハウが蓄積されているので先輩から後輩へと受け継がれたりしてそれほど不都合はない。早番と遅番がだぶっている1時間は研修時間となっている。特に専門用語に関わる韓国語教育やどのように相談に携わるかという事例研究など。

J：相談員の活動や身分、報酬等については？

K：相談員は原則韓国語で毎日日誌を書くことになっている。チーム長がそれをチェックして添削し、教育や研修にも活用する。

身分は公務員ではなく緊急支援センターが雇用している。報酬は一般のほかの相談に携わっている人たちと同じで、月に120万ウォンぐらい。いい給料とは言えないかもしれないが、移住女性としては少ない額ではない。

相談はベトナム人からが一番多く、半数近くを占めるが、ベトナム語の相談員は5名いるので、対応が滞ることはほとんどない。モンゴル・ロシアはそれぞれ3名の相談員がいる。ここの相談員はほとんどが比較的高学歴の、大学卒業者や専門学校卒業者。資料を与えると、自分でも熱心に勉強する。

J：移住女性はベトナム人が多いのか。

K：国際結婚している人数が多いのは中国人で、全体の6割程度だと思われる。ただし朝鮮族が含まれていて、言葉もできることが多いので、あまり電話はしてこない。中国語の相談員は4名いる。また、フィリピン人の場合は英語が通じたり、日本人の場合は個人的なつながりで解決したりして相談してこない例が多い。

移住女性として2番目に多いのはベトナム人だが、ベトナム人は言葉の上で頼りになるものがなにもない。来韓前にベトナムで、見合い結婚成立直後の事前教育のプログラムがあり、その教育の中でこのセンターの存在をみんなが知ることになるので認知度が高いと

いう側面もある。事前教育は韓国のNGO（プロジェクトベースで申請し、政府がお金を出している）がベトナムに出かけておこなっている。ビザの発給を待っている間に情報を提供する。台湾でも同じようなことが進行しているようにも聞いている。モンゴル・カンボジア・フィリピンでもまもなく始まるはず。

その教育は長いとか多いというわけではなく、1日のみの教育プログラムをやっている。

J：一般的な結婚までのプロセスは？

K：ふたつあって、ひとつは仲介人を介して結婚。もう一つはすでに結婚している人からの紹介。前者の場合、たとえば韓国人が5日間ぐらいベトナムに行ってお見合いをし、その場で結婚式を挙げて一晩一緒に過ごし、書類を申請する。男性は先に帰って、奥さんはビザが出るまで待機する。お互いに十分に知り合って結婚しているわけではないので、結婚してからの問題や葛藤も多い。

ロシア・ウズベキスタン・モンゴルの場合は、仲介人による場合が多い。日本の場合は統一教会の仲介が非常に多い。フィリピン・タイの場合も統一教会が多い。

中国や朝鮮族の場合は30代40代もいるが、ベトナム・カンボジア・フィリピン・タイはほぼ20代前半。場合によっては、18歳や19歳の場合もある。母国での平均的な結婚年齢が低いのでそういう例も珍しくはない。

韓国国籍を申請するには2年以上の在留が必要で、許可が降りるまでに1～2年かかる。結婚してうまくいかなかった場合、離婚がそれ以前だと帰国させられることになる。ただし、男性に問題があった場合には、引き続き韓国の居住権を与えている。

J：韓国語が出来ないことによる問題と、韓国語が出来るようになっても解決しないであろう問題があるかと思うが。

K：もちろん、ことばができないことによって行き違いによるちょっとしたトラブルが多くなったりすることはあるが、ことばができる場合に生じる問題の方が解決が難しい。たとえば、育児方法などに関して、理想とする方式や考え方が異なると大変だと思う。

J：日本の中国人花嫁は子どもを国に置いてきて、大きくなってから日本に呼ぶ場合も多いが。

K：韓国にも似たような事例がある。養子縁組をして引き取る場合と本国に援助をする場合とに別れる。

カザフスタンの連れ子の例だが、夫のお母さんから無視や虐待の事例があった。連れ子

がいる場合、一般的に夫の収入では足りないので、妻も働こうとしてそれが問題になる場合もある。

J：ここは移住女性のためのセンターだが、男性支援のための組織もある？

K：外国人勤労者支援センターがある。労働部の管轄で全国に5箇所。ただし、特に男性に特化しているわけではなく、男女問わず労働者全般に対する支援を行っている。また、Global Villageというものもある。これは(日本の)国際交流センターのようなもので、外国人関係はすべて扱う。

J：このセンターは2006年にできたということだが、それは外国人処遇基本法(2007年)や多文化家族支援法(2008年)ができる前だということになるが？

K：家庭内暴力禁止法に基づいて作られた。その法律の対象に「外国人女性」を加えてもらって設立にこぎ着けた。シムトもがんばって成し遂げた。

J：失礼ですが所長さん(Kang, Sung Heaさん)ご自身について

K：女性活動をしていたが、このセンターができたので、ここに採用された。もともとは皆さんが先ほど訪問したシムトで活動していた。身分は正式の公務員ではなく、女性部からの委託で働いている。業務内容はすべて報告して評価を受けることになっている。

4. 安山市外国人住民センター訪問調査報告

日 時：2009年11月3日 午後2時30分～午後4時

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・大谷晋也・三登由利子・永井慧子・朴海淑(通訳)・
春原憲一郎(報告者)

協力者：Chang-mo Kim(所長)・Lee, Jung Min(Team Manager)

センターの英語名称は、Ansan Migrant Community Service Centerで、日本語では通常「安山市外国人住民センター」と呼ばれる。本機関は行政が設置運営しているが、安山市には類似した名称の「安山移住民センター」もあり、そちらはキリスト教系の大韓長老会が運営支援をしているNGOである。

最初に大スクリーンのあるホールで、Chang-mo Kim所長の挨拶によって、韓国最大の外国人住民比率を有する安山市の成り立ち、現状について映像を含めて説明いただき、そ

の後、質疑応答を行った。

(以下、ビデオによる説明の概略)

安山市は10年ほど前に海を埋め立ててできた計画都市。片側4車線にも及ぶ広い道、高さのそろったビルが並ぶ。人口は75万人、外国人は58か国からの38,000人あまりで、全国一の集住地域である。2008年3月に、28番目の住民センターとして、安山市外国人住民センターが開所された。ここは外国人のみを対象とした公的施設。職員は公務員である。無料医療・通訳・外貨送金などの居住外国人の支援を行っている。外国人労働者の賃金に対する相談などは安山だけでなく全国から寄せられる。

外国人を市民と認め、行政サービスの提供を安山市がリードして行ってきた。

当初は誤解と葛藤を生んだりもしたが、人権教育を進め、外国人を見る歪んだ視線を正し、共感と参加の文化を作っている。センターは365日オープンしており、行政業務、相談、医療、外国送金サービスなどが気軽に自由に利用できる。

異なる文化を共有する文化体育活動を通じて交流に寄与し、多様な文化を尊重するよう、多国に関する文化行事を積極的に安山市は支援している。地域中心の民間外交を実践。外国人100万人時代、多文化の波は押しとどめることはできない。安山市は先頭に立って努力している。

その後、Team Manager の Lee, Jung Min氏に所内の案内と説明をしていただく。所内の施設として、多言語図書館・コールセンター・無料の診療所・外国送金用銀行・コンピュータ室などがある。銀行が、施設内に支店を開設する見返りとして4億ウォンを出資してくれた。大企業からの寄付や援助はかなりある。外国人労働者を雇用しているのは零細企業が多いので、そういった企業からはお金はもらっていない。安山市が外国人住民をサポートすることで市民の生活が安定し、外国人住民だけではなく韓国人にとってもメリットがある。

《資料》

1) 質疑応答等(「J」は日本側、「K」は韓国側Chang-mo Kim氏)

J: センターのスタッフとして働いている外国人は何人ぐらいか。

K: 2階に通訳センターがあって、10名ほどいる。夜になると、巡察する係として2人いて一緒に仕事をしている。

J: 子どもに対してのこのセンターの役割はどのようなものか。

K: 2種類ある。国際結婚から生まれた韓国籍の子どもたちには、韓国語・文化の学習

とメンタル面の支援をしている。労働者家庭の子どもたちには、補助教師たちを家庭に派遣して支援している。学校には特別クラスを作り、韓国語教育と適応教育をしている。就学前の子どもには地域の児童センターがあり、補助金を出して財政的に支援している。

J：補助教師の派遣はここが行っているのか。

K：そうだ。外部には外国人学校があるにはある。市の中でも検討したことはある。教育は自分たちだけが集まってやるものではないということになり、韓国社会と交わることが重要だという結論になった。

J：韓国人たちは外国人が来るのを歓迎しているのか。がんばって克服したのか。

K：さまざまな違いによる差別があることは報告されている。国際結婚の子どもは韓国籍なので法的な差別はない。外国籍の場合は、母国の学歴を認めてもらって編入ということになるが、母国での証明が取れなくて苦勞することも多い。いずれの場合も、外国籍の当事者たちが出自を明かすことを嫌う傾向があるので、差別があると考えた方がよいと思う。

子ども同士のいじめも十分にあり得る。また教師たちの認識も足りないことが問題。教師の研修をしているといっても、現場の先生が差別的な発言をしたり、子どもの育成にマイナスになることもある。教科が韓国中心に編成されているので、文化と言葉が足りない子どもたちの指導に苦勞するという声があり、教材等の開発を現場の教師が求めている。

日本と同じかもしれないが、お知らせを配った場合に内容がうまく伝わらないことがあり、多言語の対応はいろいろやってはいるが、なかなか追いつかない。教育部で作った書類を使ったり、このセンターで8言語に翻訳することもやってはいる。

J：製造業で働く人の在留資格と労働権についてはどうか。

K：1年単位で契約して5年まで更新できる。法律は整備されているが、現場で実行されていない恐れはあり、現実と法律が乖離している面はある。雇用契約法で3年たったら、必ず一度自国に戻る必要があったが、今年の12月に法律が変わり、雇用者と労働者として同意すれば、5年間までの任意の契約が可能になる予定。5年経つと、必ず帰国しなければならない。

基本的に子連れはダメ。ただし、滞在中に結婚して子供が生まれることはある。

5年経って帰国した後、再入国不可ということではないと思うが、事例としては把握していない。

横浜や川崎市の代表者会議に参加したこともあるが、一番大きな違いは、韓国は法律が

あって動いているが、日本は法律がなくて現場が動いている点だろう。

J：韓国語教育についてはどうか。

K：こちらでは韓国語教育をメインとしてやっている。多文化家庭支援センターが全国に100箇所ぐらいあるので、そこでも実施している。今年から、韓国に帰化するための試験がある。帰化申請をして2～3年待機状態のことがある。ここの講座を受講すると、試験が免除されたり、待機期間が短くなる特典がある。

韓国語教育は、年間100時間の3コースで合計300時間。無料。入国管理部の方で教育対象をリストアップして連絡が来る。その人たちを対象にして教育を行っている。外国人一般が対象だが、結婚移民者が多い。滞在年数による制限はない。

5. 安山多文化家族支援センター訪問調査報告

日時：2009年11月3日 午後4時30分～午後5時30分

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・大谷晋也・三登由利子・永井慧子・朴海淑（通訳）・
春原憲一郎（報告者）

協力者：Mun Suk-Hyeon (manager), 通訳者（前半を担当。日本人）

本センターは、保健福祉家族部の委託を受けて多文化家族の支援を行っている全国の多文化家族支援センターの1つである。

韓国語のパワーポイントによる概括説明が行われた。

スタッフは6人。訪問の先生は29人。子どもの言葉の発育を診断する先生が1人、ベトナム人の通訳と相談員が1人。2008年の利用者は1,083人に上る。中国人が一番多く、ベトナム人がそれに続く。センターが行っている講座で一番利用されているのが韓国語教室。初級が2クラス、中級・上級（韓国では高級と言う）が4クラスずつある。公共機関や病院の利用の仕方、社会全般に関する情報も紹介している。家族のための教育、夫を対象とした教育も行っている。相互理解を深められるよう、夫婦を対象とした教育もしている。また、心理的な相談にも関わっている。訪問指導制度によって、子どもの韓国語支援をしている。就業支援もしており、女性の能力開発のための支援団体と一緒に活動している。フィリピンの人には幼稚園で英語の先生ができるような教育も行っており、ベトナムの人は手先が器用なので、縫製工場でミシン作業ができるような教育を行っている。ベトナムの人には通訳を介したサービスもしている。言葉が遅れている子どものための支援もある。学校などでの啓発活動も行っている。

写真を見せていただく。韓国語教室・図書館・歴史館に行ったときの写真、夫のための教育・韓国文化の体験教育・駅に行って電車の乗り方体験・子どもたちに美術を教える教室(日本の子どもたちが参加していた)、健康診断・韓国のこどもの日にそれぞれの民族衣装を着た写真、一緒に観光に行った写真、子どもを支援している写真、等々。

《資料》

1) 質疑応答等(「J」は日本側, 「K」は韓国側)

J: 外国人児童生徒の学力が比較的遅れているというのは共通理解か。根拠となる統計などはあるのか。

K: 数字ではなくて、いまここで、子どもたちの言葉の発育の教育をしている教室で、日本の子どもはいないが、他の国の子どもは言葉の発達が遅いために「治療」を受けている。国の統計によって、外国人の子どもの方が少し言葉の発達が遅いということがわかったので、依頼を受けて支援をしている状態である。

J: その原因は何か。

K: お腹にいるときから母親の言葉(母語)を聞いているのが普通で、母親が子どもと母語だけで話しているという現実がある。また、日本や中国の人は比較的大丈夫だが、ベトナムやカンボジアなど韓国より下だと見なされている母親に対しては、母語を話すなどという風潮があるので、子どもの言葉の発達を疎外する原因となっている。

J: 夫の教育についてだが、夫が多文化教育そのものに関わっていくようなプログラムを作っているのか。

K: 外国人の妻を理解するためのプログラムで、配偶者の母国の文化を理解するような教育をやっている。

J: 国のプログラムがあるのか。こちら独自のものか。

K: 国で作られたプログラムを元にしていて、1つのプログラムは3時間程度で、2~3か国の人でまとめて、その人たちの国に合わせたプログラムをやっている。

J: 学校の勉強を、母語を交えて手伝うようなことはやっているのか。

K: やっていない。韓国語を教える横に、お母さんに来てもらって、韓国語で勉強する方法を教える。29人の先生方がひとりずつ訪問しているが、やり方は全部違って、子どもと面接して子どもにあった教育を各先生が探してきて教育している。元教師などが多い。相手の言語はわからない。勉強だけではなく、遊びながら教えたり図書館に連れて行

くなど、それぞれの家庭にあったやり方を工夫している。

J：母親が子どもより韓国語ができない例はないか。

K：母親の韓国語教室もあるし、母親のためにも家庭を訪問しての韓国語教育があり、力を入れている。一对一の訪問支援なので多くの人々に行き渡っているわけではない。

J：職業訓練後の就職の紹介や斡旋などは行っているのか。

K：連携しているセンターがあるので、職業の紹介もしている。

J：その仕事は、外国人の母親にとってアルバイトになるのか。

K：週に2回程度、幼稚園に行って英語を教えるなどの契約をするので、アルバイト的な感じである。

J：外国人の母親と韓国人の母親や、子どもたち同士の交流活動はあるのか。

K：今、ここではやっていない。YWCAの会員たちとの交流をこれから行うことを考えているところだ。

J：韓国語教育において、安山外国人住民センターとの棲み分けはあるのか。

K：時間帯や先生が違うので共存している。両方で学んでいる人もいる。こちらは女性を中心としたものだが、住民センターは男性中心。週2回ずつ、各レベルで行う。初級が2クラス、中級・高級各1クラス。1回1時間半。

J：訪問支援で、個別相談、個別指導は大変だと思うが、謝金はどこからどのように出しているのか。

K：訪問指導員は、週2回、2時間ずつ、4箇所の家を回ることになっている。それで月に80万ウォンの収入。一对一で授業をやっていくのは大変だが、国と安山市から支援を受けてやっている。

J：言葉が遅れている子どもの「治療」という言葉があったが、韓国人の子どもにも「治療」はあるのか。

K：「治療」という言葉には語弊があるが、子どもの発達段階に応じて年齢相応になるように教育する。60か月未満の子どもたちに対しては、語彙力・表現力を養う。教えるのではなく、子どもたちの中にあるものを引き出すようなサポートをしている。

J：全国の多文化家族支援センターの横のつながりはあるのか。

K：定期的に行われている。京畿道に10のセンターがあるが、定期的に会って相談したり情報交換したりしている。

J：最大の課題、もっともエネルギーを注いでいることは何か。

K：移住女性たちのための支援センターなので、家族問題に重点を置いている。特に、親の教育相談など。もう一つはこちらの特徴だが、YWCAが持っているノウハウを利用しやすいのが強み。家庭内暴力や性暴力はYWCAから支援を受けてやっているのでもやりやすい。

J：多文化家族は農村や地方に多いと聞いていたが、安山市では男性の職業はどのようなものが多いのか。また、学歴や階層などは？

K：一般的に農村というイメージはあるかもしれないが、ここは工業地域なので、日雇いや無職の人も多く、経済的にも恵まれていない場合が多い。男性の仕事や学歴が女性の階層に直接連動するわけではないが、ベトナムの女性で非識字者も一人いた。母語で情報提供しても、それが読めなかった。また韓国語を教えるときも、非常に苦労した。

J：まだ日が浅いのに利用者千人以上という数字があったが、広報はどのような方法でやっているのか。

K：一番大きいのは市のホームページ。また、YWCAと連携しているので、そこを通じて広報する。一度来た人には携帯メールで情報を一斉送信する。訪問指導員の口コミもある。

J：男性が子どもの教育に関わることは期待できないのか。関わらせるような方策を考えているのか。

K：韓国の男性は教育に関わらないという風習がある。直接的なプログラムはまだない。言語治療室に子どもを連れてきたりしたときには、父親の役割が重要だということや、家庭での教育が大切だということを、間接的に、できるだけ伝えるようにしているぐらい。

J：夫が、妻が言葉を習うことを嫌う傾向はないか。

K：YWCAは女性がいるところなので、自分の奥さんを送り込んでも(浮気の)心配が少ないので、そういうことはない(一同笑い)。

J：日本では、結婚後しばらくは不安で、自分の元に置いておきたがる。子供が生まれ

ると安心して無関心になり、子どもの教育も任せてしまう傾向があるが、韓国ではどうか。

K：日本と同じような事例がある。韓国にもひどい男性はいる。一つの事例としては、センターに勉強に通うために、ベトナム人の奥さんが主婦としてやることをしていない、という苦情がセンターにあった。それに対しては、韓国人女性も同じだ、男性も家事をするべきだと指摘して、他の家族の例を見てくれと伝えた。

J：女性の敵は女性だという面もある。夫教育以外に、姑教育は？

K：おっしゃるとおり必要である（笑）。

J：日本では、教会とは関係のない、市民ボランティアが日本語を教えたり、母親が勉強している間保育をしたりしているが、そういうものはあるか。

K：2つの見解がある。少ないのではないか（回答者 Mun Suk-Hyeon氏）という見解と、教会やNGOなど、日本と同じように結構あるのではないか（安山市外国人住民センター Lee Jung Min氏）という見解。

J：韓国語教育について、安山市外国人住民センターと時間数は同じか、専門の教師がやっているのか。

K：安山市は3段階。プログラムはかなり違う。プログラム開発の根本が違う。こちらは4段階のプログラムで移住女性向けにやっていて、専門の教師が教えている。3か月で4段階。週1回、1時間半。保健福祉家族部でこういう内容のメニューが提示される。それに従って、安山市のプログラムは市が企画している。同じメニューに従ってはいるが、こちらのセンターのプログラムはこちらが開発している。

6. 安山市サハリン永住帰国者の家（コヒャンマウル）訪問調査報告

日時：2009年11月3日 午後6時30分～午後9時30分（後半は会食懇談会）

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・春原憲一郎・三登由利子・永井慧子・朴海淑（通訳）・大谷晋也（報告者）

協力者：Jeon Chon Soo（所長）、高昌男・金永日（永住帰国者）

日本の敗戦により「海外」に取り残されることになってしまったのは、「日本人」ばかりではない。たとえば、当時、日本国籍を持ち「日本」に在住していた朝鮮人の中にも、そのまま「帰国」でき（せ）ずにその場に残らざるをえなかった人々がいる。現在の日本に居住している人々の多くは在日コリアンと呼ばれる人たちであり、戦後もさまざまな苦

労を経てきたと思われるが、当時「日本」であったロシアのサハリン等に取り残された人々には、それ以上の苦労があったかもしれない。

今回お話を伺ったお2人は、敗戦時には当時日本領であったサハリンで日本人として生活していたが、敗戦後は日本へも韓国へも渡航を許されずにソ連(ロシア)領となったサハリンで生活を続けてきた。韓国に「帰国」できたのは、ロシアと韓国が国交を樹立した2000年になってからである。それでも、一世以外は帰国を許されず、家族がばらばらに生活することを余儀なくされている。たとえば金永日さんには5人の子どもや10人の孫に加えてひ孫もいるが、現在も全員がロシアで生活している。

言語に関して言えば、高昌男さんは、朝鮮半島南部の出身であるため、韓国に帰国して現在はソウル近郊の安山市に居住しているが、もっとも得意な言語は55年間使ってきたロシア語であり、次は、教育を受けた言語である日本語であるということであった。会食懇談会の席上でも、報告者と日本語で会話するのに不自由はなかった。一方、通訳者によれば、韓国語はややとどどしいものであったという。また、金永日さんは、学校教育を日本語で受けたため、日本語がもっとも得意であるということで、発音もひじょうに自然なものであった。

《資料》

- 1) 所長(Jeon Chon Sooさん=以前ここに勤めていたが市役所の職員に戻り、2009年9月に再度異動で赴任してきた)から概略説明

日本の敗戦後韓国は独立したが、サハリンに在在していた韓国人は、ソ連とは国交がなかったため韓国への帰国を許されなかった。それが、2000年の国交樹立で帰国できるようになった。そういった背景から2000年にこの村ができ、各地に散らばっていた永住帰国者を集住する事業が始まった。日本政府が26億円を提供し、韓国では住まいを提供して共同で支援事業を行った。489世帯、971名が韓国人として定着することができた。希望者は全体で3000名いるので、順次呼び寄せることにしている。

2000年の韓露国交樹立以前にも、1991年からは個別に永住帰国が始まっていたが、大規模に集住し始めたのは安山市が初めて。高齢ということもあり、社会福祉によって生活を保障されている。支援は社会福祉法に従って基礎生活を守ることが基本。社会福祉は個人が1人で生活できないときに社会的にサポートする、日本における生活保護に相当する。帰国前はロシア国籍者だったが、韓国国籍を回復し、韓国の住民カードを発行することで一般の韓国人と法的地位は同じになる。

住まいは2人で23坪のマンションを無償貸与し、生活費と住居費、特別生計費、障害の

加算などによる現金の支給がある。単身者は45万ウォン、2人で90万ウォンが支給される。障害者の等級は1～6級に別れているが、障害者加算は2段階で3～13万ウォン。ソウルは寒さが厳しく、暖房にお金がかかるので冬期には暖房手当も出る。光熱費は各自が実費を払う。ソウル近郊でこの収入では生活は苦しいが、国がすべての責任を取ることはできないので最低限の生活を保障するという方向でやっている。

団地内には行政の出張所があり、行政手続きや診療などを行って支援している。ロシアでの生活が長いので、わからないことも多く、そういった生活サポートが必要。現在、489世帯810人の方が居住しており、全体の予算は45億ウォン。

ここに集まって住んでいると退屈するので、サークル活動をやっている。旅行に行ったり、歌を歌ったり、舞踊を楽しんだり。老人会もあって、自主的に運営して、互いに助け合っている。

支援は3つに別れている。生活支援と文化活動と医療支援。生活支援は基礎生活費の支給やさきほど申し上げたサポート。文化はサークル活動。難しいのは医療支援。65歳以上がほとんどなので、皆さん、さまざまな疾病を抱えている。韓国の医療システムでは65歳以上は基本的には無料だが、大きな病気（たとえばガン）や、歯科などはお金がかかることもある。40万ウォン以上医療費がかかったら補助がある。この補助は募金に基づくもので税金ではない。

講演会やフェスティバル等の慰安会もある。健康な人は、交流を楽しんだり、アルバイトをしたり、出稼ぎしたり、旅行を楽しんだりもしているが、病気を抱えている人は大変。

高齢なので亡くなることもある。亡くなった場合、葬式代として50万ウォンが支給される。火葬した場合は市の墓園に入ることができる。本人の希望や遺族の希望で土葬や水葬を選ぶ場合はかなりの費用がかかる。

2) 高昌男さん(男性：老人会会長：2000年2月に帰国)のお話

長年ロシアで働いていたので年金が出るが、残っている子どもたちに委任状を渡して受け取ってもらっている。老人会はそういった年金受け取りの際に必要な、ロシアに生存証明を出したりする事務組織という一面も持っていて、単なる娯楽組織ではない。もう一つの仕事は、ロシアを「逆訪問」する際の事務手続き。帰国できたのは一世だけで、家族は帰国を許されなかった。結局は家族がばらばらになった。毎年は無理だが、日本政府の負担でロシアに「逆訪問」することがある。その時の事務作業。子どもたちが来る場合には援助はない。

2007年、2008年にそれぞれ600人ぐらいが帰国した。6つの都市に順次帰国して、合計

3000名が帰国を予定している。その人たちも、逆訪問が可能になるように、日本政府に要請する予定。

老人会の運動として取り組んでいることもある。強制連行でサハリンに行った人もいて、その時の郵便貯金1億7千万円が今は北海道の銀行にあることが確認されている。長い年月が経っており、通帳は散逸してしまっているが、その貯金の返還を求めている。日本人の高木健一弁護士が熱心に手伝ってくれるし、韓国にも日本にも支援団体がある。もし貯金が返ってくるなら、基金を作ってサハリン帰国者の一体化に役立てたい。

帰国できてこうして生活できていることに対して、日本政府にも韓国政府にも非常に感謝している。

7. 平澤大学校多文化家族センター訪問調査報告

日 時：2009年11月3日 午後3時30分～午後5時30分

訪問者：永井慧子・新矢麻紀子(報告者)

協力者：金範洙(平澤大学校多文化家族センター前センター長, 社会福祉学部教授)

京畿道平澤(ピョンテク)市は、ソウル市から南に約80キロ(高速バスで約1時間)に位置し、近年、大手電器メーカーや自動車会社などの工場や関連会社が次々に進出し、ソウル市の衛星都市として発展を遂げている。

平澤大学校は、平澤市に1912年に創立されたキリスト教主義の大学である。2006年度教育科学技術部(省に相当)の首都圏大学特性化事業である「多文化家族福祉専門人材養成事業」に同大学が申請したプロジェクトが選定され、国内に居住する多文化家族の幸福で人間的な暮らしを支援することを目的として、平澤大学校多文化家族センター(Pyeongtaek University, Multicultural Family Center)が設立された。同センターは、韓国で初めて大学内に設立された多文化家族センターである。

センターの目的は、以下のように大きく3つに分けられる。

- 1) 「多文化家族福祉専門人材の養成」という観点に基づき、多文化家族支援センターのモデルを開発する。
- 2) 多文化家族支援ネットワークを構築し、そこでの知識および経験をマニュアル化する。
- 3) 多文化家族に必要な支援案を類型別に分類し、関連機関へ普及する。

これらの目的に沿って、多文化家族支援にかかわる各種プログラムが推進されている。

センターの多文化事業には、①多文化教育認識改善事業、②多文化家族支援事業、③産・官・学連携、④教育開発、⑤研究開発、⑥学生活動支援、がある。

まず、①ホスト社会への多文化教育認識改善事業としては、「多文化教育館」の開設・運営、多文化教育媒体の製作・普及、学校等への多文化講師の派遣などがある。

②多文化家族への具体的な支援事業としては、結婚移民者へのハンゲル教育、訪問サービス、相談事業、就業支援としての二重言語通訳士養成、二重言語者への奨学支援などが行われている。

③産・官・学連携については、国内外での学術セミナーの開催、全国多文化機関研修、多文化実践現場での各種マニュアルの開発、上記二重言語通訳士養成プログラムの実施、などがなされている。

④の教育開発では、多文化教育に関する専門家の養成、韓国語教員養成、多文化家族福祉の連携専攻の支援、多文化家族福祉実践家資格制度の運営、などがある。

⑤研究開発では、上記連携専攻用の教材開発、同じくカリキュラム開発、マニュアルやワークブックの開発、多文化政策および企画研究報告書の発行、「多文化家族研究」(学術誌)発行、などを実施している。

⑥の学生活動支援は、多文化研修プログラム、多文化サークル活動支援、多文化教育家族福祉奨学金支援、多文化福祉会館および学生会館の建立、最先端マルチメディア環境の構築、多文化関連図書支援などである。

多文化家族センターは、学校の正門を入れて右手のアクセスのしやすい場所に位置している。センターの中は、白を基調にして、赤や青などの明るい色が随所に用いられたデザインになっており、また、研修等に利用される部屋は、カーペット敷きで靴を脱いで入る設えになっているなど、「居場所」的な雰囲気作りがなされていることが見てとれる。

報告者らの訪問・見学にあたっては、日本への留学経験もあり、日本語が堪能な多文化家族センター前センター長の金範洙教授が対応くださり、センター設立の経緯やセンターの機能、また地域での役割等について説明があった。

金教授によると、韓国における多文化家族支援センターは、一般的に、多文化家族や移住女性当事者への支援を主としているが、平澤大学校のセンターでは、移住者への支援ももちろんであるが、それ以上に、ホスト社会で移住女性や多文化家族を受け入れる側にいる韓国人の意識改革、多文化教育を中心にプログラムを実施しているということであった。

例えば、訪問当日には、近隣地区の小学校に勤務する教員を対象とした多文化教育の研修が実施されていた。近年、多文化家族の子どもたちが学校に多く通うようになり、それ

までとは異なる教育支援のあり方が求められるようになったためである。研修に参加している教員に、研修に関する感想を聞いたところ、なかなか自分ではわからないダブルの子どもへの支援方法などが学べて非常に参考になる、という声が聞かれた。

また、多文化家族支援事業であると同時に、多文化家族福祉専門人材の養成にも位置づけられるプログラムとして、多文化家族の移住女性への奨学金支給制度がある。2009年度においては、14名の移住女性(中国、モンゴル、ベトナム、ウズベキスタン、カザフスタン、ロシア)がこの奨学金を得て、大学院生として平澤大学校で学んでいるということであった。

金教授によれば、当地域に暮らす多文化家族の夫の職業は工場労働者などが多く、経済的・社会的にあまり高くない階層の場合がほとんどであり、妻についても、高学歴者は少ない。しかし、中には、母国で大卒であったり、学習意欲が高い女性があり、彼女らには、二重言語話者として、多文化家族の通訳者になるなど、どんどん社会参加をしてもらいたい、ということであった。訪問時に会ったモンゴル出身の女性も、大学院での勉強が楽しい、将来は通訳など、多文化家族の支援をする仕事に就きたいという希望を述べていた。

なお、本センター設立の資金となった「首都圏大学支援特性化事業」は社会福祉学部が2006-2009年に受けているものであるが、それ以外にも、数社の企業から助成金を受けており、今年(2009年)で教育部からの資金が終了した後も、企業からの助成は確約されているので、安心して運営が行えるということであった。

安山市外国人住民センターでも同様の話が聞けたが、韓国では、企業による移住民への福祉や教育支援がかなり盛んに行われてきていることがうかがえた。

8. チョ・ソンギョン氏への聞き取り調査報告

日 時：2009年11月4日 午前11時30分～午後1時30分

訪問者：新矢麻紀子・山田泉・大谷晋也・春原憲一郎・永井慧子・朴海淑(通訳)・

三登由利子(報告者)

協力者：Cho Sun Gyon氏(韓国移住者財団 研究員)

1) 在韓外国人数と政府の支援の対象

韓国政府が公表している在韓外国人の数は約100万人だが、それは、入国管理局の調べで入国者数から出国者数を引いた値。したがってオーバーステイも含まれる。一方、市民団体では、密入国者もいることを考慮して、在韓外国人の数を約140万人と推計している。このうち不法滞在者については、政府の見方では全体の50%(50万人)とされているが、市民団体は、75%(105万人)はいるのではないかと見ている。

多文化家族支援法に基づく支援の対象はというと、市民団体の推計に基づけば、140万人のうちの25%だから、35万人ということになる。しかし、統一教会の関係で韓国にきた外国人や、日本人など先進国から来た外国人の場合、一般にあまり支援を必要としない。そう考えると、大きな予算の恩恵を受けているのは、8%ほどの人ではないか。さらに、その他もろもろの条件を考慮すると、手厚い支援を受けているのは、もっと少なく、2%、2～3万人ほどの人ではないかと見ている。

2) 外国人受け入れ政策の背景事情

(外国人受け入れは生産人口の減少と関係があるかという質問に対し) その問題は認識しているが、それ以前に、農村の独身者が結婚できないという問題が先に社会の関心を引いて始まったことなので、生産人口の減少よりは結婚問題が大きいのではないか。

結婚問題の次に、従業員5人、10人という零細な事業所や工場の労働者不足を補うために外国人が入ってくるようになったという経緯がある。

参考までに、かつてマスコミで、今後の高齢化社会到来に向けて生産人口を増やそうということなら、南方のアジアの体の小さい人より、ロシアやキルギスなどから体格のいい人を入れた方がいいのではないかという論調もあった。大きい話になったわけではないが、生産人口の増加をねらった政策ということに関する一つのエピソードとして紹介する。

3) 韓国語教育に関する動き

移住者にとって移住先の言語を習得することは非常に大切。現在、韓国でも多くの予算がついて移住者向けの韓国語教育のための教材やカリキュラムの整備が進められている。しかし、それとは逆の動きとして、政府には「韓国語は必修だが必修ではない」という考えがある。なぜなら、移住者に対する韓国語教育に政策の重点が置かれると、韓国語教育の関係者が力を持ちすぎることになる。それを牽制する動きがあるわけだ。

したがって、現在の韓国の法律も政策も、言語の教育を保障するというような形で言語を前面に出すのではなく、社会統合支援という形をとっている。多文化家族支援センターで行われている支援の実態を見れば、その主たるものは韓国語習得に向けた支援だと言えるのだが、韓国語教育を目的とした場所というような名前にはせず、あくまでも社会福祉のための場所のように表現していることも、言語を前面に出さないことのあらわれだと考えている。

4) 韓国語教育の効果と移住者の生活の安定

労働者の場合、まず優先されるのは仕事で、韓国語教育の効率は悪い。

また、韓国語ができれば安定した生活ができるかという点、そうではない。脱北者や中国の朝鮮族の場合を見ると、韓国語ができて韓国に適應するのは容易ではないことが分かる。なぜなら、韓国社会には、諸外国の優れたシステムを集め、それらを統合して作ったシステムが多いからだ。そういうものは、たいへん便利である一方で、頭がいい人でないと、すぐには慣れることができない、使いづらいものである場合が多い。

5) 韓国語教育以前に必要とされるインフラ整備

上で述べた理由から、社会システムが変わらない限り、言葉ができて住みやすくなるはならないと考えている。外国人を支援するための法律が次々とできているが、住みやすい社会のシステムを作ることの方が大切。

例えば、地下鉄の乗り場など生活の場所ごとにオレンジ色の窓口があって、外国人はそこに行けばいい。学校に行っても、オレンジ色のバッジを付けている先生のところに行けば、外国人の指導の関係者につながるというような、何か、視覚的に見えるシステムが社会に組み込まれることが、言語習得を支援する法律以前に大切ではないかと考えている。

韓国語の教師である私がこのように考えるのは、自分自身の生活実感からだ。韓国で博士課程を終えたいわゆるエリートの私でも、たとえば子どもの教育に関して自分に有利な情報を得ようとすると、アクセスは簡単ではなかった。留学生でも韓国語を1年2年と集中的に勉強してもなかなか難しい。

逆に、海外、たとえばオーストリアに行った時に、靴を買おうと思ったら、名刺サイズの紙にピクトグラムで靴のサイズや値段が書いてある紙がずらっと並んでいた。自分が必要なものを1枚選んでとれば、用が足せるシステムになっていた。オーストリアでは、そのようなものを靴屋に限らず、学校やスーパーなどあちこちで見かけた。教育現場にもこのようなシステムが導入されればいいのではないかと。たとえば「痛い、具合が悪い」とか、「どこどこに行きたい」とかいったことがピクトグラムになっていて、学校の廊下の掲示板に挿してあり、子どもがそれを指し示すことで意思表示ができるシステムだ。

その一番の良さは、言葉でのコミュニケーションができるようになる前でも、心理的な負担が少なく、大まかなことを自力で意思表示できること。細かなことは時間を経てできるようになるように仕向ける。

結論的には、韓国語や日本語教育を保障する法案も大切だが、わかりやすいシステムを社会に作ることに先であり、住みやすい社会システムを作った上で、そこから逆算してど

のような言語教育が必要か考えていくことが大切ではないかと考えている。

また、このようなシステム作りは、移住者のためというだけではなく、だれであっても生活するのに便利なものであるべきだと考えている。韓国は言語を知らないと言語アクセスがとても難しい。それを変えていくようなインフラ整備が必要だろう。韓国という場所が、誰もが気楽に来られて、また来たくなる場所になる。住んでいる人にとっては、韓国語のレベルに関わらず生活に不便は無いという安心感がある社会になる。そうなることを望んでいる。

6) 子どもに対する教育について

学校が子どもに対して責任をとろうとがんばっているのは事実。というのは、子どもたちが社会的な問題を起こしたり、学校に行かずにコンビニやガソリンスタンドなどで働き始めるといった事態になったら、本人の問題だけでなく、社会全体のバランスが崩れる。それを非常に恐れているのだ。だから、なるべく、子どもたちに対しては充実した教育をしたいということがある。

しかし、韓国は移民国家ではないので、移民をどうしていいのかわからないのが現実。1000万ウォンぐらいの予算を各学校につけ、各学校で何とかしろというようなこともやっているが、戸惑いが広がっている。ESLに当たるようなKSLのシステムや研究も進んでいない。システムを整備しなければ、予算をつけてもなかなか改善しない。

韓国語の教育だけでは、今のシステムの中で外国にルーツを持つ子供たちが、韓国の社会に適応していくのはとても難しい。韓国では、過程より結果、つまり成績をととても重視する。その韓国社会で、結婚移住者や外国人の子女たちが成功するのは、かなり難しい。いくら勉強しようとしても、今のシステムの中ではとても大変。言葉の勉強も大事だが、まずは、子どもたちがこの社会に統合されて自然に学んでいけるようなインフラの整備が必要だろう。

その一つの例として、アメリカのメリーランド州にある、アジア系の子どもも多く通う私立学校の事例を紹介したい。そこでは、それぞれの教科がレベル別になっている。英語がよくできる子がいれば、数学や美術がよくできる子もいて、科目ごとに教室を移動する。ある子が何ができて、何ができない、これは向いていて、これは向いていないなど、いろいろな子どもがいるということ子どもたちは理解するようになる。したがって、アジア系の子どもが実際に英語ができないとしても、そのことだけが焦点化されることが少ないので、差別やコンプレックスに結びつきにくい。私は、この方式がとても良いと思っているし、ハンナラ党にこの件に興味をもっている議員がいるので、政策に反映される可能性

もあるかもしれないと思っている。

私の関わっているあるセンターの活動に関して言うと、韓国語の面でパーフェクトにならないという現実があるので、英語教育、あるいは文化・芸術面に力を入れている。芸術分野、文化分野で力が発揮できるようになれば、エリートコースに行ける可能性があるという考えで、韓国語の習得については静観する形になっている。

7) 日本に対する提言

日本に定住する人たちには日本語教育が必要だろうが、たとえばオーバーステイの人が定住する場合、日本語教育をやろうとしても、入管などを恐れてその場に出てこないことが考えられる。そういう人たちにも日本語教育を受けてもらうためには、たとえば長期に定住している人は居住を合法化するなどの施策が必要になるだろう。

子どもについては、就学以降に日本語教育を保障されても手遅れになることがあるので、幼児の段階から日本語教育の保障が必要。子どもをバイリンガルにして親と社会との通訳として育てていく方向も重要ではないかと考えている。

移住民に対する言語教育では、オーストラリアのシステムがうまくできている。テレフォン・イングリッシュといって電話で英語を学べるシステムがあったり、支援センターに行って勉強したりできるのだが、そういった活動が点数化され、600点集めると国籍取得がしやすくなるというシステムがある。成人の場合、忙しく、仕事が優先されがちだし、言葉ができなくても困らない職場環境もあって、言語の学習が後回しにされる。しかし、そういう人たちであっても、なるべく緩やかな形で、長い時間をかけても、いつでも勉強できるようなシステムがあることが大切。なにより「勉強しない」という選択をさせないように仕向けることが大切だと思う。

2009年度現地実態調査報告はこれにて終了し、次号からは、2010年度現地実態調査の報告を行う。

*本研究は、平成21～23年度科学研究費補助金(基盤研究(B) 課題番号21320097)「『日本語教育保障法』に向けた理論的・実証的研究—言語教育学と公法学の視点から—」によるものである。

